

大島、安水、上西谷、三軒屋、下古屋、座性等  
四 立ち入ろうとする期間

昭和四十一年九月二日から昭和四十二年九月一日まで

鳥取県告示第四百五十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年九月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

一 起業者の名称 建設大臣

二 事業の種類 千代川改修工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡河原町大字今在家地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十一年九月二日から昭和四十二年三月三十一日まで

鳥取県告示第四百五十九号

鳥取都市計画鳥取火災復興土地区画整理事業施行地第六工区の宅地について、昭和四十一年八月二十六日換地処分があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十一年九月二日

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県総務部長 本 江 滋 二

鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
（当日は、  
休日は、  
翌日）

- 目次
- ◇教委規則 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
  - ◇公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正
  - ◇人委規則 職員団体の登録の申請書等の様式を定める規則
  - 職員団体の登録の取消の口頭審理に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会規則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年九月六日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

鳥取県教育委員会規則第九号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第七項に次のただし書を加える。

ただし、第四項の規定に基づいて昇格させた職員に対する昇格後にお

ける最初の昇給については、その者の昇格直後における号給又は給料月額について定められている昇給期間から六月を減じた期間をもって昇給期間とみなすものとし、同項の規定に基づいて昇格させた職員を一等級の職に昇任させる場合における昇給については、昇任に伴う昇給期間の短縮は行なわれない。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

（昇給期間の短縮）

2 昭和四十一年四月一日（以下この項において「適用日」という。）の前日までに昇格させた職員に対する適用日以後における最初の昇給については、その者の適用日における号給又は給料月額について定められている昇給期間から三月を減じた期間をもって昇給期間とみなすものとし、当該昇格させた職員を適用日以降一等級の職に昇任させる場合における昇給については、昇任に伴う昇給期間の短縮は行なわれない。

（給与の内払）

3 改正前の規則の規定に基づいて、この規則の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

### 公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十四号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号（道路の交通に関する規制について）の一部を次のように改正し、昭和四十一年九月七日から

施行する。

昭和四十一年九月六日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 殿

3の項中

一般国道九号線 気高郡気高町大字酒津一、〇二五の一番地地先から同地内一、〇五〇の六番地地先までの間 二〇〇メートル 四〇キロメートル（右同）

一般国道九号線 気高郡気高町大字酒津字西松ヶ谷九七一番地地先から同町大字酒津字樽谷一九二番地地先までの間 六一六メートル 高速車・中速車四〇キロメートル

一般国道九号線 気高郡青谷町大字長和瀬六一の一の一番地地先から同地内官有無番地地先までの間 四二六メートル 右 同

一般国道二九号線 八頭郡若桜町大字浅井五二九番地の四地先から同町大字若桜字荒神田九七六番地の三までの間 七五五メートル 右 同

4の項中

一般国道九号線 鳥取市覚寺地内洞田橋東詰から同市浜坂字ウツロ谷一、〇三三の三番地地先までの間 二六〇メートル 右 同

一般国道九号線 鳥取市覚寺地内洞田橋東詰から同市浜坂字ウツロ谷一、〇三三の三番地地先までの間 二六〇メートル 右 同

一般国道二九号線 八頭郡若桜町大字浅井五二九番地の四地先から同町大字若桜字荒神田九七六番地の三までの間 七五五メートル 右 同

一般国道九号線 気高郡気高町大字酒津字西松ヶ谷九七一番地地先から同町大字酒津字樽谷一九二番地地先までの間 六一六メートル 右 同

一般国道九号線 気高郡青谷町大字長和瀬六一の一の一番地地先から同地内官有無番地地先までの間 四二六メートル 右 同

5の項中

鳥取市吉方三三四三〇番地地先 中山一成方前 右 同

鳥取市吉方四三〇番地地先 中山一成方前 右 同

鳥取市片原四丁目四七番地地先 中山一成方前 右 同

鳥取市片原五丁目一三〇番地地先 中山一成方前 右 同

東伯郡東伯町大字徳万二七一番地地先 太田旅館前 右 同

東伯郡東伯町大字徳万二七一番地地先 太田旅館前 右 同

東伯郡東伯町大字丸尾一〇五番の四地先 太田旅館前 右 同

東伯郡東伯町大字丸尾一〇二番の二地先 太田旅館前 右 同

東伯郡東伯町大字八橋一、六八〇番地地先 太田旅館前 右 同

東伯郡東伯町大字八橋一、三九三番地地先 太田旅館前 右 同

東伯郡東伯町大字勅二五八番地地先 太田旅館前 右 同

市道境停車場線 境港市中町五九番地地先から同市本町二〇番地地先までの間 二一〇メートル 右 同

市道境停車場線 境港市中町五九番地地先から同市本町二〇番地地先までの間 二一〇メートル 右 同

一般国道九号線 気高郡気高町大字酒津字西松ヶ谷九七一番地地先から同町大字酒津字樽谷一九二番地地先までの間 六一六メートル 同 上区間車の駐車を禁止する。別図の区間駐車禁止

一般国道九号線 気高郡青谷町大字長和瀬六一の一の一番地地先から同地内官有無番地地先までの間 四二六メートル 右 同

に改める。

を

に改める。

を

に

を

に改める。

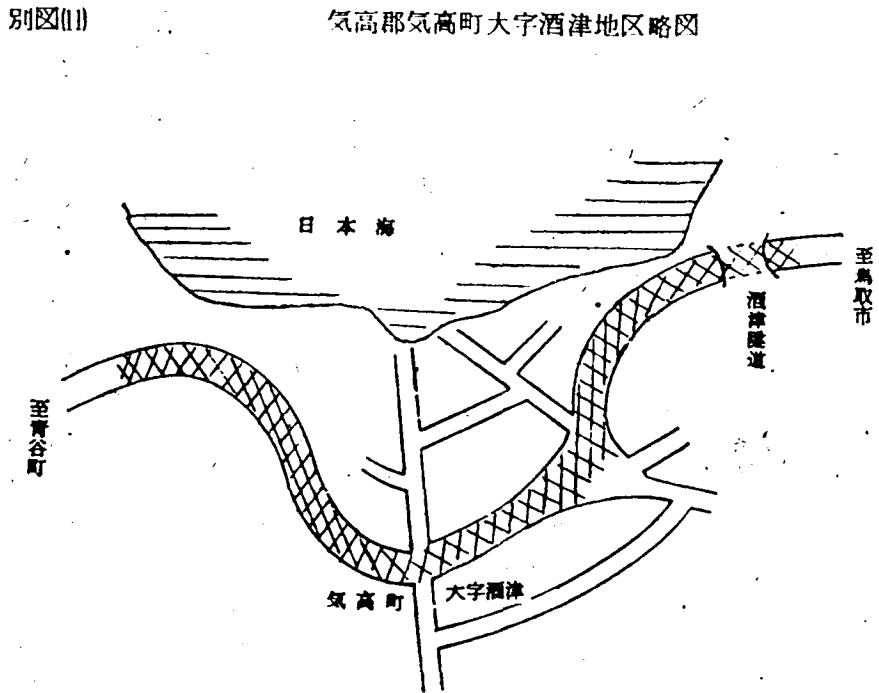
を

に改める。

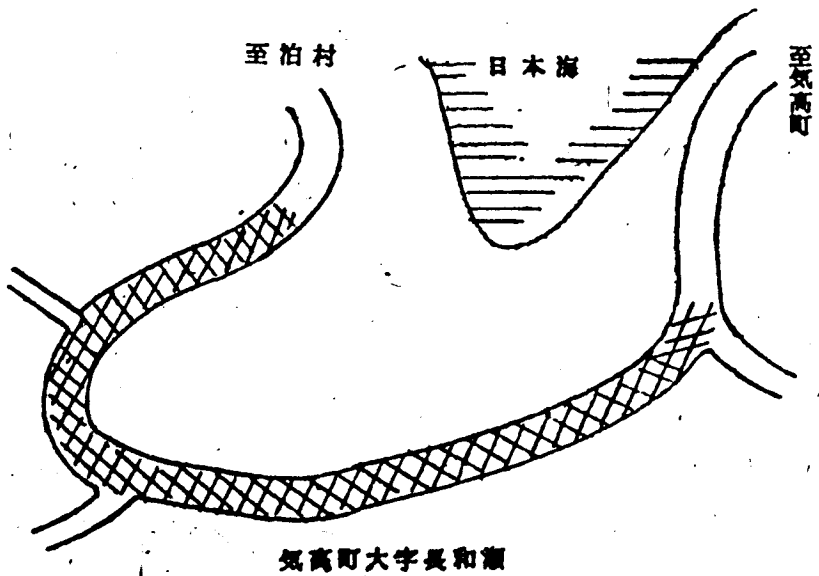
を



別図(中)の次に別図(十二)として次のように加える。



気高郡青谷町大字長和瀬地区略図



別図(中)

### 人事委員会規則

職員団体の登録の申請書等の様式を定める規則をここに公布する。

昭和四十一年九月六日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

#### 鳥取県人事委員会規則第三十四号

職員団体の登録の申請書等の様式を定める規則

#### (目的)

第一条 この規則は、職員団体の登録に関する条例（昭和四十一年八月鳥取県条例第二十四号。以下「条例」という。）第六条の規定に基づき、職員団体の登録の申請書等の様式を定めることを目的とする。

#### (登録の申請書等の様式)

第二条 条例第二条第一項に規定する申請書は、様式第一号による。

2 条例第二条第二項第一号に規定する書類は、様式第二号により、同条同項第二号に規定する書類は、様式第三号による。

#### (規約等の変更又は解散の届出書等の様式)

第三条 条例第四条第二項に規定する届出書は、規約の変更に係るものは様式第四号により、条例第二条第一項に規定する申請書の記載事項の変更に係るものは様式第五号により、解散に係るものは様式第六号による。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第一号

職員団体登録申請書  
年 月 日

鳥取県人事委員会委員長

職員団体の名称

代表者の役職名、氏名

記

職員団体の登録に関する条例第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり職員団体の登録を申請します。

記

1 理事その他の役員の名、住所、職名等

役職名	氏名	生 所	その者が属する地方公共団体の職名(職名でない者にあつては、その職名)	勤務場所	備考

2 事務所の所在地

名称等	名	称	所 在 地	備 考
区分				
主たる事務所				
その他の事務所				

連合体である職員団体にあっては、その構成団体の名称			
---------------------------	--	--	--

3 連合体である職員団体にあっては、その構成団体の名称

様式第2号

規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為の決定に関する証明書 ( )

標記の重要な行為は、地方公務員法第53条第3項の規定に従って決定されたものであり、その状況は下記のとおりであることを証明します。

年 月 日

職員団体の名称

証明者(投票の管理責任者) 役職名、氏名

記

- 1 構成員の総数(連合体である職員団体にあって代議員制をとつた場合は、その総数)
  - 2 投票に関する公示の年月日及び公示の方法
  - 3 投票の年月日
  - 4 投票の場所
  - 5 投票の方法
  - 6 開票の場所
  - 7 開票の結果
- ア 役員選挙の場合

役員名	立候補者の氏名	投票総数		集権者	当選又は他別	備考
		有効投票数	無効投票数			

1 役員選挙以外の重要な行為の決定の場合

重要な行為の別	投票総数		集権者	備考
	有効投票数	無効投票数		

備考 かつこ内には、規約の作成、規約の変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為の別を記入し、各行為此とに別業として作成すると。

様式第3号

その1

組織に関する証明書

当職員団体は、地方公務員法第53条第4項の規定に従って組織されたものであることを証明します。

年 月 日

職員団体の名称

代表者の役職名、氏名

記

備考 この証明書は、公立学校の職員で組織する職員団体(一の地方公共団体の公立学校の職員で組織する職員団体を除く。)以外の職員団体の場合に使用するものとする。

その2

組織に関する証明書

当職員団体は、教育公務員特例法第21条の4第1項の規定により、地方公務員法第52条第1項に規定する職員団体としてみなされる職員団体として、地方公務員法第53条第4項本文及び教育公務員特例法第21条の4第2項の規定に従って組織されたものであることを証明します。

年 月 日

職員団体の名称

代表者の役職名、氏名

記

備考 この証明書は、公立学校の職員で組織する職員団体(一の地方公共団体の公立学校の職員で組織する職員団体を除く。)の場合に使用するものとする。

様式第4号

職員団体規約変更届

年 月 日

鳥取県人事委員会委員

登録番号

職員団体の名称

代表者の役職名、氏名

記

当職員団体の規約を 年 月 日付けで下記のとおり変更したので、職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

旧 条 文	新 条 文	備 考

様式第5号

職員団体登録申請書記載事項変更届

年 月 日

鳥取県人事委員会委員

登録番号

職員団体の名称

代表者の役職名、氏名

記

当職員団体の登録申請書記載事項を下記のとおり変更したので、職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1 理事その他の役員の名、住所、職名等

役職名	氏名	住所	勤務箇所	備考

名称等	名	所在地	備考
区分			
主たる事務所			
その他の事務所			

3 連合体である職員団体にあつては、その構成団体の名称

様式第6号

職員団体解散届

年月日

鳥取県人事委員会委員長 殿

登録番号

職員団体の名称

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行

(当日が休日またはその翌日)

- 目次
- ◆規則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
  - ◆告示 森林法の規定による通知の相手方の所在が不明による計量器定期検査
  - ◆土地区画整理法の規定による土地の立入り
  - ◆道路の区域の変更
  - ◆道路の供用の開始
  - ◆公安告示 車両の駐車を示禁する期間、場所等
  - ◆公告 調理士試験の実施
  - ◆公告 二級建築士試験の合格者

## 規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年九月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十八号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

代表者の役職名、氏名

当職員団体は、 年 月 日付で解散したので、職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき届け出ます。

職員団体の登録の取消の口頭審理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年九月六日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第三十五号

職員団体の登録の取消の口頭審理に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録の取消の口頭審理に関する規則(昭和二十七年六月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

制定文を削る。

第一条中「この規則は、」の下に「職員団体の登録に関する条例(昭和四十一年八月鳥取県条例第二十四号)第六条の規定に基づき、」を加える。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県 報

別表一第一号中「五百円」を「千円」に改め、同表第四号中「一万円」を「二万円」に改め、同表第五号中「七千円」を「一万四千円」に改め、同表第六号中「三千円」を「六千円」に改め、同表第二十一号及び第二十八号中「五百円」を「千円」に改め、同表第三十号中「千円」を「二千円」に改め、同表第三十五号中「五百円」を「千円」に改め、同表第三十八号の二中「千円」を「二千円」に改め、同表第三十九号中「三千円」を「六千円」に改め、同表第四十号中「五百円」を「千円」に改め、同表第七十二号中「三十円」を「六十円」に改め、同表第八十一号を次のように改める。

八十一 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道 千円

回復師の試験手数料

別表一の第八十二号中「あん摩師」を「あん摩マッサージ指圧師」に改め、同表第八十三号及び第八十四号中「あん摩師免許証」を「あん摩マッサージ指圧師免許証」に改め、同表第八十八号中「二千五百円」を「五千円」に改め、同表第八十九号中「七百元」を「千四百円」に改め、同表第九十号中「五百円」を「千円」に改め、同表中第九十七号を次のように改める。

九十七 歯科衛生士試験手数料 二千円

別表一の第百三十三号中「千五百円」を「三千円」に改め、同表第百三十四号中「五百円」を「千円」に改め、同表第百五十二号中「一本につき五銭」を「十本につき一元」に改め、同表第百六十五号中「二百円」を「三百円」に改め、同表中第百七十九号及び第百八十号を次のように改める。

百七十九 船積票交付手数料

都道府県知事が船舶の検査を行なう場合 一隻につき 三千六百元